

第2章

高齢者福祉・介護保険・ 後期高齢者医療

1. 高 齢 者 人 口

平均寿命の伸長と出生率の低下により、我が国の人口構成は急速に少子高齢化が進んでいる。総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）をみると沖縄県の老年人口（令和4年10月1日現在）は、342,771人で総人口の23.1%を占めている。（高齢者福祉関係基礎資料より）

本市においては、令和4年3月末現在の総人口は、115,112人、65歳以上の高齢者23,882人で高齢化率20.7%であり県下では若い都市となっている。しかし、“人生80年時代”という長寿社会を迎え、下記に示す高齢化率の推移からも明らかのように、本市においても人口の高齢化は確実に進んでいる。

（1）本市における高齢化率の推移

（各年度3月31日現在）

年 度	人 口 (A) 人	65歳以上 (B) 人	高齢化率 (B/A) %
平成16年度	107,533	12,651	11.7
平成17年度	107,980	13,284	12.3
平成18年度	108,707	13,949	12.8
平成19年度	109,373	14,533	13.2
平成20年度	110,285	15,167	13.7
平成21年度	110,894	15,526	14.0
平成22年度	111,463	15,478	13.9
平成23年度	112,413	15,843	14.1
平成24年度	113,752	16,810	14.8
平成25年度	113,893	17,666	15.5
平成26年度	113,974	18,563	16.3
平成27年度	113,580	19,538	17.2
平成28年度	113,578	20,401	18.0
平成29年度	113,447	21,251	18.7
平成30年度	114,531	21,778	19.0
令和元年度	114,830	22,784	19.8
令和2年度	115,422	23,314	20.2
令和3年度	115,112	23,882	20.7
令和4年度	115,672	23,992	20.7

* 令和4年度は令和4年10月31日現在

(2) 行政区別高齢者人口・65歳以上単身者数

令和4年3月31日現在

	行政区名	総人口(人) (A)	65歳以上 人口(人) (B)	65歳以上 男性(人)	65歳以上 女性(人)	高齢化率 (%) (B/A)	65歳以上 単身者(人) (C)	一人暮らし 率(%) (C/B)
1	仲間	2,986	593	288	305	19.9%	178	30.0%
2	安波茶	1,405	344	152	192	24.5%	114	33.1%
3	伊祖	3,933	798	373	425	20.3%	244	30.6%
4	牧港	4,964	1,024	446	578	20.6%	341	33.3%
5	港川	5,594	924	402	522	16.5%	280	30.3%
6	城間	4,548	1,028	427	601	22.6%	380	37.0%
7	屋富祖	4,238	1,010	441	569	23.8%	386	38.2%
8	宮城	9,847	1,846	808	1,038	18.7%	659	35.7%
9	仲西	2,915	688	286	402	23.6%	343	49.9%
10	小湾	4,731	946	410	536	20.0%	312	33.0%
11	勢理客	4,154	996	445	551	24.0%	339	34.0%
12	内間	9,376	1,827	808	1,019	19.5%	593	32.5%
13	沢岬	4,278	746	342	404	17.4%	213	28.6%
14	経塚	5,158	801	362	439	15.5%	275	34.3%
15	前田	5,790	1,100	495	605	19.0%	346	31.5%
16	西原一区	2,297	393	191	202	17.1%	110	28.0%
17	西原二区	2,832	562	284	278	19.8%	203	36.1%
18	当山	1,798	332	158	174	18.5%	73	22.0%
19	大平	4,697	1,069	465	604	22.8%	329	30.8%
20	広栄	780	239	108	131	30.6%	83	34.7%
21	茶山	996	276	122	154	27.7%	65	23.6%
22	緑ヶ丘	2,138	488	218	270	22.8%	143	29.3%
23	浦城	4,299	639	248	391	14.9%	220	34.4%
24	浦添ニュータウン	1,959	606	255	351	30.9%	170	28.1%
25	牧港ハイツ	309	129	53	76	41.7%	34	26.4%
26	浦添グリーンハイツ	1,936	684	277	407	35.3%	266	38.9%
27	浅野浦	5,231	919	408	511	17.6%	279	30.4%
28	前田公務員宿舎	167	1	0	1	0.6%	-	0.0%
29	港川崎原	142	47	18	29	33.1%	18	38.3%
30	上野	938	280	117	163	29.9%	115	41.1%
31	マチナトタウン	1,516	319	145	174	21.0%	104	32.6%
32	神森	1,166	301	122	179	25.8%	102	33.9%
33	浦西	1,770	641	304	337	36.2%	90	14.0%
34	安川	610	157	64	93	25.7%	29	18.5%
35	当山ハイツ	1,130	194	88	106	17.2%	53	27.3%
36	浦添ハイツ	281	92	43	49	32.7%	20	21.7%
37	県営経塚団地	265	98	37	61	37.0%	20	20.4%
38	浦添市街地住宅	321	123	47	76	38.3%	39	31.7%
39	県営沢岬高層住宅	233	80	29	51	34.3%	20	25.0%
40	陽迎橋	3,260	335	172	163	10.3%	94	28.1%
41	県営港川団地	317	132	46	86	41.6%	31	23.5%
90	キャンプキンザー	51	4	0	4	7.8%	1	25.0%
	合計	115,356	23,811	10,504	13,307	20.6%	7,714	32.4%

高齢者福祉関係基礎資料

令和4(2022)年10月1日現在

単位：人、%

市町村名	人 口							人口比率	
	総人口 A	Aのうち 外国人 登録者	65歳 以上人口 B	Bのうち 外国人 登録者	75歳 以上人口 C	Cのうち 外国人 登録者	B/A	C/A	
1 那 覇 市	317,046	5,419	76,728	199	37,288	72	24.2%	11.8%	
2 宜野湾市	100,280	1,621	20,346	135	9,497	64	20.3%	9.5%	
3 石 垣 市	49,619	618	11,501	31	4,868	1	23.2%	9.8%	
4 浦 添 市	115,628	1,248	23,929	56	11,080	17	20.7%	9.6%	
5 名 護 市	64,199	691	14,989	38	6,688	10	23.3%	10.4%	
6 糸 満 市	62,602	1,045	14,048	27	5,986	8	22.4%	9.6%	
7 沖 繩 市	142,669	1,789	31,256	250	14,942	114	21.9%	10.5%	
8 豊見城市	65,869	0	13,153	0	5,819	0	20.0%	8.8%	
9 うるま市	125,823	1,415	29,020	135	13,319	57	23.1%	10.6%	
10 宮古島市	55,531	590	15,093	17	6,840	8	27.2%	12.3%	
11 南 城 市	45,766	340	11,873	24	5,527	7	25.9%	12.1%	
12 国 頭 村	4,518	42	1,667	3	782	0	36.9%	17.3%	
13 大宜味村	3,065	35	1,210	5	559	2	39.5%	18.2%	
14 東 村	1,746	16	630	0	267	0	36.1%	15.3%	
15 今帰仁村	9,361	69	3,189	3	1,453	2	34.1%	15.5%	
16 本 部 町	13,018	168	4,267	21	1,911	5	32.8%	14.7%	
17 恩 納 村	11,273	996	2,744	24	1,282	8	24.3%	11.4%	
18 宜野座村	6,274	49	1,544	7	719	2	24.6%	11.5%	
19 金 武 町	11,457	139	3,089	20	1,572	8	27.0%	13.7%	
20 伊 江 村	4,390	27	1,589	0	733	0	36.2%	16.7%	
21 読 谷 村	41,950	760	9,500	74	4,310	32	22.6%	10.3%	
22 嘉手納町	13,213	92	3,317	17	1,648	6	25.1%	12.5%	
23 北 谷 町	28,979	848	6,077	64	2,835	24	21.0%	9.8%	
24 北中城村	17,899	400	4,104	90	1,992	34	22.9%	11.1%	
25 中 城 村	22,350	285	4,492	20	1,969	6	20.1%	8.8%	
26 西 原 町	35,742	737	8,062	18	3,445	6	22.6%	9.6%	
27 与那原町	20,007	149	4,233	16	1,865	4	21.2%	9.3%	
28 南風原町	40,531	217	7,923	9	3,507	4	19.5%	8.7%	
29 渡嘉敷村	705	8	168	1	76	0	23.8%	10.8%	
30 座間味村	906	12	213	0	91	0	23.5%	10.0%	
31 粟 国 村	670	5	261	0	129	0	39.0%	19.3%	
32 渡名喜村	320	1	138	0	80	0	43.1%	25.0%	
33 南大東村	1,164	36	313	0	154	0	26.9%	13.2%	
34 北大東村	548	5	120	0	55	0	21.9%	10.0%	
35 伊平屋村	1,207	12	380	0	188	0	31.5%	15.6%	
36 伊是名村	1,316	29	441	0	205	0	33.5%	15.6%	
37 久米島町	7,425	55	2,299	2	1,115	0	31.0%	15.0%	
38 八重瀬町	32,506	184	7,271	10	3,135	3	22.4%	9.6%	
39 多良間村	1,084	13	350	2	168	1	32.3%	15.5%	
40 竹 富 町	4,317	38	1,012	2	438	0	23.4%	10.1%	
41 与那国町	1,710	7	232	1	157	0	13.6%	9.2%	
計	1,484,683	20,210	342,771	1,321	158,694	505	23.1%	10.7%	

※本表は、各市町村から報告のあった令和4年10月1日現在の住民基本台帳のデータに基づく数値を取りまとめたものです。

2. 在宅福祉対策の現状

(1) 要援護高齢者対策

高齢者は、寝たきりや認知症などで支援が必要になった場合でも、できる限り住み慣れた地域や家庭で生活ができることを望んでおり、そのためには、高齢者や介護にあたる家族が安心して過ごせるような在宅福祉サービスの充実を図っていくことが重要である。

本市では、てだこ高齢者プランに基づき、高齢者在宅福祉サービス事業の充実を図っている。

①軽度生活援助事業（平成12年度～令和2年度実施）

○事業の目的

生活援助員（ホームヘルパー）を派遣し、軽易な日常生活の援助や一時的に身体介護を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的とする。

○対象者

- (1) 65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者。
- (2) 65歳以上で日常生活を営むのに支障がある高齢者のみの世帯。
- (3) 前各号に掲げる者に準ずると市長が認め、親族等からの援助を受けられない者。
ただし、介護保険制度により認定された訪問介護利用対象者は除く。

○利用状況の推移

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 ※廃止
利用者実数	11人	11人	5人	3人	
利用回数	433回	360回	179回	32回	
利用時間	433h	360h	179h	32h	

資料：いきいき高齢支援課

②配食サービス事業（平成11年7月より実施）

○事業の目的

高齢や疾病等の理由で食事の調理や手配が困難な在宅の高齢者に、栄養バランスのとれた食事を定期的に提供するとともに安否確認を行い、健康で自立した生活を送ることができるように支援することを目的とする。

○対象者

- (1) おおむね65歳以上の単身世帯
- (2) おおむね65歳以上のみの世帯又はこれに準ずる世帯、かつ、高齢、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理及び手配が困難な者だけで構成される世帯

○利用状況の推移

年 度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
年間延べ配食数	25,793食	22,110食	17,094食	10,688食	7,252食
年間利用実人数	222人	181人	132人	79人	59人

③緊急通報システム事業（平成6年5月より実施）

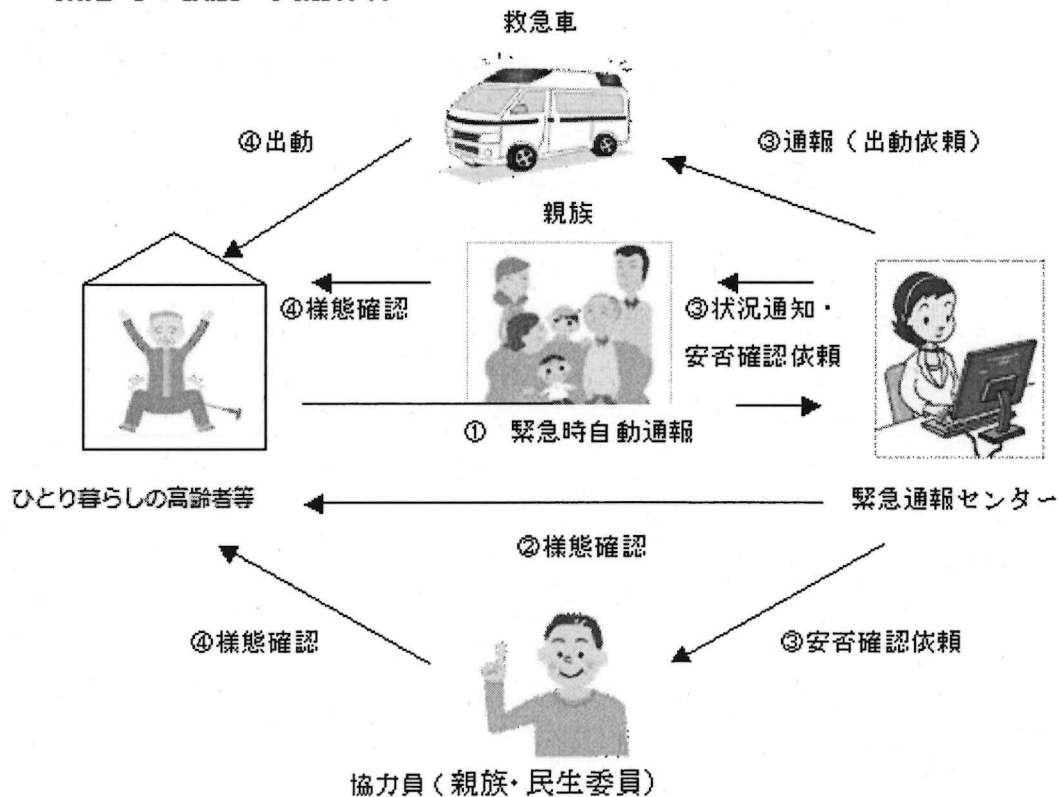
○事業の目的

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対して、定期コールを実施して安否確認を図る。また、急病又は事故等の緊急時に迅速な援助を図るため、緊急通報用の機器を設置することにより、ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的としている。

○利用対象者

1. 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者。
2. 65歳以上の高齢者世帯で、いずれかが虚弱な場合。

～ 緊急時の救護・支援体制 ～



○利用状況の推移

年 度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年
利用者数	142人	131人	122人	114人	96人

資料:いきいき高齢支援課

④福祉電話設置事業

○事業の目的

ひとり暮らしの高齢者及び外出困難な重度身体障害者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として福祉電話を貸与・設置し、日常の不安の解消や孤独感を和らげ、各種のサービスを提供し、福祉の増進に資することを目的とする。

○対象者

1. 在宅の65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者。
2. 外出困難な在宅の重度身体障害者。
3. 前各号に掲げる者に準ずると市長が認めた者。

○利用状況の推移

年 度	H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
利用者数	9人	9人	9人	4人	4人

⑤外出支援サービス事業

○事業の目的

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者に対し、リフト付車両により要援護高齢者の外出支援及び福祉の向上を図ることを目的とする。

○対象者

60歳以上の在宅の方で、一般の交通機関の利用が困難な方。(常時車いすの方)

○利用状況の推移

年 度	H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
利用延べ人数	1,102人	1,160人	1,383人	1,498人	1,802人
利用延べ回数	1,788回	1,816回	2,153回	2,012回	2,454回

⑥在宅介護手当支給事業（平成8年度より実施）

○事業の目的

在宅で寝たきり高齢者、認知症高齢者を介護する介護者に対し、在宅介護手当を支給し、激励することにより、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図り在宅福祉の定着、推進及び高齢者扶養意識の高揚、そして介護を行う家族を社会全体で支援していくことを通して介護世帯の福祉増進を推進している。

○対象者

要援護高齢者の日常生活を介護している者
介護者、要援護高齢者ともに市内に住所を有し、かつ居住していること。
介護者、要援護高齢者が属する世帯の最多所得者の前年の所得（1月から6月までに申請する者については前々年の所得）が1,000万円未満であること。

※要援護高齢者・・・年齢満65歳以上の者。

要介護3・4・5の認定を受けており、6か月以上継続して寝たきり状態又は認知症状態であることが医師の意見書・診断書により確認できる者。

○支給額等 月額 5,000円を4月及び10月に口座振込により支給。

○利用状況の推移

年 度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
支 給 額	9,195,000円	7,935,000円	7,370,000円	7,120,000円	7,175,000円
支給延べ人数(※)	350人	311人	273人	265人	271人

※支給合計人数

⑦介護用品支給事業（平成16年度より実施）

○事業の目的

在宅の寝たきり高齢者の介護者に対して、介護用品（支給証）を支給して扶助することにより、介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図り、もって要援護高齢者の在宅生活の継続及び向上に寄与することを目的とする。

○対象者

65歳以上の在宅の方で要介護4・5の認定を受けている方を介護し、かつ、市県民税非課税世帯（要援護者及び介護者）

○支給内容 月額6,250円の介護用品支給証を交付する。

○利用状況の推移

年 度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
支給対象者人員	84人	81人	70人	59人	56人
支 給 額	4,047,167円	3,829,413円	3,369,736円	2,868,057円	2,918,629円

⑧生活管理指導短期宿泊事業（平成13年度～令和2年度実施）

○事業の目的

基本的な生活習慣が欠如して対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して短期間の宿泊により日常生活の指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防することを目的とする。

○対象者

1. 介護保険法の規定により、要支援若しくは要介護のいずれにも該当しない高齢者又は、要支援若しくは要介護のいずれにも該当しないものと見込まれる高齢者（概ね65歳以上）。
2. 市長が特に必要と認める高齢者。

○利用状況の推移

年 度	H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R3年度 ※廃止
利用人数	3人	0人	0人	0人	
利用日数	19日	0日	0日	0日	

(2) 生きがいと健康づくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（平成元年度より実施）

高齢者が人間性豊かな社会の一員として生涯を健康で、かつ、生きがいを持って社会活動ができるよう地域社会の協力を得て高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施し、現代社会に内在するさまざまな問題を積極的に取り上げ実践活動を総合的に展開することを目的とし、平成元年度から実施している。

平成17年度には、浦添市高齢者の生きがいと健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を立ち上げ、浦添市老人クラブ連合会と浦添市かりゆしセンター理事会に委託して事業を実施している。

○令和3年度の事業実績

委託先	浦添市老人クラブ連合会	浦添市かりゆしセンター理事会
事業費	2,400,000円	1,440,000円
参加者延べ人数	938人	438人
実施回数	10回	27回
実施事業	① グランドゴルフ大会 ② ボウリング大会 等	① 折紙講座 ② 料理講座 等

(3) 祝い金

敬老祝金等支給事業(昭和47年度より実施)

この事業は、浦添市敬老祝金支給条例（平成元年6月制定）に基づく市単独事業で、カジマヤー及び新100歳の高齢者に対し、敬老祝金を支給して敬老の意を表し、あわせてその福祉を増進することを目的としている。（昭和47年5月から開始）

○敬老祝金（令和3年度実績）

支給対象者	祝金の額	支給人数	支給金額
カジマヤー	30,000円	81人	2,430,000円
新100歳	50,000円	24人	1,200,000円
計		105人	3,630,000円

(4) 老人クラブ連合会及び単位老人クラブ補助金

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢者の生活を豊かなものとするとともに、明るく活力ある長寿社会づくりに寄与し、併せて本市の高齢者福祉行政の推進に寄与している。

○令和3年度補助額

- ・ 老人クラブ連合会 定額補助 2,528,000円
- ・ 単独位老人クラブ 会員数に応じて補助 2,093,695円

3. 施設福祉対策

老人福祉施設には、環境上の理由及び経済的理由により、家庭で生活することが困難な高齢者を入所させる施設として、養護老人ホームがある。また高齢者の各種相談に応じ、生きがいと健康づくり等を実施する利用施設として老人福祉センター、地域福祉センター、かりゆしセンターがある。

(1) 入所施設

○養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により自宅において養護を受ける事が困難な方を入所させる施設。

○養護老人ホームへの入所の流れ

1. 相談・・・市民、社会福祉協議会、民生委員等の関係機関からの相談・連絡

↓

2. 申請・・・浦添市役所 いきいき高齢支援課に申請書を提出

↓

3. 調査・・・行政担当職員による本人の心身及び日常生活の状況・経済的状況等を調査

↓

4. 審査・・・入所判定委員会による入所の可否決定

↓

5. 入所依頼・入所承諾・・・入所できる施設の調査、入所依頼

○老人ホーム措置状況の推移

単位：円

年度 区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
件数 (延べ人数)	45人	51人	40人	36人	32人
措置費(円)	10,057,919円	10,628,651円	9,587,874円	8,751,698円	7,770,978円

(2) 利用施設

無料、又は低額な料金で高齢者等に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として、本市には老人福祉センターと地域福祉センター、かりゆしセンターの3施設がある。

■老人福祉センター

浦添市老人福祉センターは、本市に在住する60歳以上の高齢者に対して、各種の相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設を提供し、高齢者の方に健康で生きがいのある明るい生活を営ませることを目的としている。

○施設概要

区分	施設名	浦添市老人福祉センター
所在地		浦添市安波茶1-1-2 (中央公民館1階)
敷地面積		2,897.64㎡
建物面積	総面積	958.91㎡
	地下	158.00㎡
	1階	800.91㎡
主な施設内容	地下	機械室
	1階	集会室、浴室、教養娯楽室、図書室、会議室、機能回復訓練室、生活及び健康相談室、事務室
総工費		130,748,000円
建物構造		鉄筋コンクリート造り
設置主体		浦 添 市
運営主体		(社)浦添市シルバー人材センター
併設施設		浦添市老人クラブ連合会事務所
施設の種別		A型
開所年月日		昭和54年4月1日
利用定員		200人
各種クラブ開設状況		三線、墨絵、歌声、詩吟、古典舞踊、日舞、囲碁、着付け、カラオケ、太鼓、書道、手芸、社交ダンス、レク古典、生け花、大正琴

- ・開館時間……午前9時～午後10時
- ・休館日……年末年始（12月29日～1月3日）
- ・利用対象者……市内在住の老人団体及び60歳以上の人その他、市長が許可した者
- ・使用料金……市内在住の60歳以上の人を利用する場合は無料（健康器具を利用する場合や部屋を専用で利用する場合は有料）

■地域福祉センター

浦添市地域福祉センターは、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としている。

○施設概要

設名 区分	施	浦添市地域福祉センター
所在地		浦添市内間2丁目18番2号 1階
床面積積		854.51㎡
主な施設内用		多目的ホール、研修室、トレーニング室、教養娯楽室、料理実習室、会議室
総工費		240,000,000円
建物構造		鉄筋コンクリート造り
設置主体		浦添市
運営主体		(社)浦添市シルバー人材センター
併設施設		神森中校区地域保健福祉センター事務所 ファミリーサポートセンター事務所
開所年月日		平成11年4月1日
利用定員		60人
各種クラブ開設状況		囲碁、健康レク体操、民謡・三線、大正琴

- ・開館時間……午前9時～午後10時
- ・休館日……年末年始（12月29日～1月3日）
- ・利用対象者……市民及び市内を活動拠点とする公共的団体等
- ・利用料金……個人で利用する場合は無料（健康器具を利用する場合や部屋を専用で利用する場合は有料）

■かりゆしセンター

かりゆしセンターは、40歳以上の中高齢者の福祉増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としている。

○施設概要

設名 区分	施	浦添市かりゆしセンター
所在地		浦添市西原4丁目11番8号 2階
床面積		1,178.14㎡ (平成23年3月31.24㎡ 増築)
主な施設内用		集会室、料理実習室、教養娯楽室、トレーニング室、事務室
総工費		345,226,000円
建物構造		鉄筋コンクリート造 (地下1階、地上3階)
設置主体		浦添市
運営主体		浦添市かりゆしセンター理事会
併設施設		浦西中校区地域保健福祉センター事務所
開所年月日		平成17年6月1日
利用定員		最大200人 (集会室)
各種クラブ開設状況		囲碁、健康レク体操、民謡・三線、大正琴、コーラス、詩吟、琉舞、空手、ちぎり絵、折り紙

- ・開館時間……午前9時～午後10時
- ・休館日……年末年始 (12月29日～1月3日)
- ・利用対象者……市内在住の老人団体及び40歳以上の中高齢者、その他市長が許可した者
- ・使用料金……個人で利用する場合は無料 (健康器具を利用する場合や部屋を専用で利用する場合は有料)

4. 成年後見制度

(1) 成年後見制度の概要

判断能力が不十分な方の財産管理や身上保護を、本人に代わって法的に権限が与えられた代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるよう本人を保護し、支援する制度である。

(2) 成年後見制度の種類

- (1) 任意後見制度
- (2) 法定後見制度（補助・保佐・後見）

(3) 事業内容

- (1) 成年後見制度による保護が必要であるにもかかわらず、身寄りがないなどの理由により申立てをする者がいない者に対して、その福祉を図るため特に必要があると市長が認めるときは、市長による申立てを行う。
- (2) 成年後見制度を利用するにあたって、助成を受けなければ制度の利用が困難な者を対象に申立てに要する経費及び成年後見人等の報酬について被後見人等に助成金を交付する。

(4) 事業実績

年 度	審判請求件数	後見人等決定件数	助成金交付件数
平成29年度	0件	0件	1件
平成30年度	9件	1件	6件
令和元年度	10件	16件	2件
令和2年度	8件	8件	11件
令和3年度	12件	10件	15件

※65歳以上の高齢者分

5. 介護保険

(1) 概要

「介護保険はみんなで支え合う制度です。」

だれもが、介護が必要になっても安心して、自分らしく暮らせる老後を望んでいます。本格的な高齢社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化も進んできています。また、働きに出る女性も増えるなど、家族だけで介護することは難しくなっています。

こうしたなか、介護を国民みんなで支える社会保険制度として「介護保険制度」が平成12年にできました。

介護保険制度は、介護を必要とするご本人や、そのご家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支え合うための社会保険制度で、40歳以上のすべての方に加入していただいております。

これまでの制度改正を経て、より地域に密着したサービスの提供や介護予防の視点に重点をおき、地域の要介護者等が持てる能力に応じた日常生活を営むことができるよう基盤整備に取り組んでおります。

(2) 第1号被保険者数

年齢区分	令和3年度	令和2年度	平成31(令和元)年度
65歳以上75歳未満	12,945	12,588	11,969
75歳以上	10,832	10,695	10,786
(再掲) 外国人被保険者	52	45	43
再掲) 住所地特例被保険者	230	232	225
計	23,777	23,283	22,755

(3) 要介護(要支援)認定者数・受給者数

要介護(要支援)認定者数 (介護保険事業状況報告 令和3年度年報より)

項目	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
第1号被保険者	154	414	568	588	678	649	780	374	3,069	3,637
65歳以上75歳未満	29	74	103	67	98	81	89	61	396	499
75歳以上	125	340	465	521	580	568	691	313	2,673	3,138
第2号被保険者	5	22	27	8	16	15	19	16	74	101
総数	159	436	595	596	694	664	799	390	3,143	3,738

要介護(要支援)受給者数

項目	令和3年度	令和2年度	平成31(令和元)年度
要介護(支援)認定者数	3,738	3,540	3,345
居宅介護(介護予防)サービス受給者数(延べ人数)	29,747	27,699	26,159
地域密着型(介護予防)サービス受給者数(延べ人数)	4,306	4,140	4,357
施設介護サービス受給者数(延べ人数)	5,841	5,844	5,647

(4) 要介護（支援）認定

介護保険サービスを利用するには、要支援1から要介護5までの要介護状態区分（要介護度）の認定を受ける必要があります。要介護認定の申請はいきいき高齢支援課にて行い、認定申請後は、主治医意見書の入手および訪問による認定調査が行われます。その後、主治医意見書、認定調査結果をもとに介護認定審査会資料を作成し、介護認定審査会において、要介護状態区分（要介護度）についての審査判定を行います。

認定申請から認定結果通知までの業務の流れ

まずは、お住まいの地域包括支援センターで相談します。

（希望する介護保険サービスが明確な場合には直接役所の窓口でも可）

①要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分・要支援者の要介護新規申請)

○本人・家族・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護保険施設等による申請

○40～64歳の被保険者については、16の特定疾病に該当することが要件

②介護保険主治医意見書の作成依頼、介護認定調査員による訪問調査

○主治医意見書の記載・回収

○認定調査の実施、調査票作成、点検

③介護認定審査会資料の作成、介護認定審査会委員への事前配布 (コンピューターによる一次判定結果、主治医意見書・調査員特記事項)

④介護認定審査会の開催(保健・医療・福祉の専門職種) (一次判定内容の確認、修正後、二次判定の実施、有効期間の設定)

⑤要介護認定・要支援認定等結果通知書・介護保険被保険者証の発送

※ 要介護・要支援認定後は、各自において地域包括支援センター・居宅介護支援事業所との契約、ケアプラン作成後、介護保険サービス利用の流れとなる。

(5) 給 付

受けられるサービスの内容

介護を必要とする状態になっても自立した生活が送れるよう、介護保険サービスが受けられます。

① サービスの種類と内容

在宅サービスと施設サービスがあり、受けられるサービスは要介護状態によって異なります。



②保険給付費の状況 (令和3年度)

サービス区分	保険給付費(円)	年間利用延べ日数 または回数(日、回)	年間利用延べ人 員(人)
① 居宅介護サービス給付費	3,509,622,398	904,910	50,678
訪問介護	274,285,678	47,822	3,326
訪問入浴介護	14,561,416	973	152
訪問看護	89,628,672	10,797	2,048
訪問リハビリテーション	33,884,770	4,858	830
通所介護	2,195,198,859	276,111	14,805
通所リハビリテーション	454,206,562	50,790	4,138
福祉用具貸与	190,996,001	473,384	16,425
短期入所生活介護(福祉)	57,616,612	5,052	1,657
〃 療養介護(老健)	20,156,269	1,730	514
〃 療養介護(医療)	118,683	34	2
居宅療養管理指導	34,262,868	8,553	5,937
特定施設入居者生活介護	144,705,252	24,806	842
特定施設入居者生活介護(短期利用型)	0	-	-
特別診療費	-	-	-
特定診療費	756	-	2
特別療養費	-	-	-
② 施設介護サービス給付費	1,696,869,276	170,082	6,146
介護老人福祉施設サービス	830,696,764	91,448	3,242
介護老人保健施設サービス	699,137,624	65,096	2,338
介護療養型医療施設サービス	25,133,040	3,120	108
介護医療院	132,469,929	10,418	357
特定診療費	571,005	-	88
特別療養費	446,760	-	13
食事費用額	-	-	-
特別診療費	8,414,154	-	352
緊急時施設診療費	-	-	-
③ 地域密着型介護サービス給付費	667,551,664	82,214	4,406
認知症対応型共同生活介護	152,742,516	16,133	546
認知症対応型通所介護	26,727,196	4,872	255
小規模多機能型居宅介護	215,968,239	27,430	1,166
地域密着型介護老人福祉施設	3,759,390	395	13
地域密着型通所介護	208,165,639	24,929	2,128
特定施設入居者生活介護	60,188,684	8,455	298
④ 居宅介護福祉用具購入費	5,554,552	-	186
⑤ 居宅介護住宅改修費	12,550,878	-	132
⑥ 居宅介護サービス計画給付費	378,410,129	-	22,768
⑦ 特定入所者介護サービス費	160,069,356	124,198	4,638

サービス区分	保険給付費(円)	年間利用延べ日数 または回数 (日、回)	年間利用延べ人員(人)
⑧ 介護予防サービス給付費	69,934,335	91,690	4,453
介護予防訪問介護	0	-	-
介護予防訪問入浴	0	-	-
介護予防訪問看護	4,944,160	808	238
介護予防訪問リハビリテーション	8,851,570	1,418	283
介護予防通所介護	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	37,883,816	7,069	1,036
介護予防福祉用具貸与	15,198,607	81,611	2,757
介護予防短期入所生活介護(福祉)	856,881	102	15
" 療養介護(老健)	203,652	18	6
" 療養介護(医療)	0	-	-
介護予防居宅療養管理指導	580,447	161	100
介護予防特定施設入居者生活介護	1,415,202	503	18
介護予防特定診療費	0	-	0
⑨ 地域密着型介護予防サービス給付費	1,811,394	486	33
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,811,394	486	33
⑩ 介護予防福祉用具購入費	1,533,344	-	79
⑪ 介護予防住宅改修費	6,215,718	-	54
⑫ 介護予防サービス計画給付費	15,957,650	-	3,456
⑬ 特定入所者介護予防サービス費	86,937	101	15

介護給付費 ① ～ ⑦ =	6,430,628,253
予防給付費 ⑧ ～ ⑬ =	95,539,378
審査支払手数料 =	7,719,112
高額介護サービス給付費 =	195,489,749
高額医療合算介護サービス給付費 =	13,551,009
合 計	6,742,927,501

(6) 介護保険料

65歳以上の方の保険料

介護保険料は、介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直しを行います。

これにより令和3年度から下記の表のとおり介護保険料を改定しています。

より細やかな所得段階及び保険料率の設定のために、平成24年度から平成26年度まで9段階11区分としていた保険料の所得段階を、12段階としています。

◆ 介護保険料の決まり方は？

*第8期(令和3年度～令和5年度)の3年間にかかる給付費の推計に基づき、決定します。

*「基準額」をもとに被保険者本人及びその世帯の課税状況に応じて第1～12段階の保険料が決定されます。

*所得段階を多く設定することで、低所得者の負担が重くならないように配慮しています。

[令和4年度]

単位:円

所得段階	対象者		算出割合	保険料		
第一段階	世帯非課税	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.3	月額 年額	1,950 23,400	
第二段階		・本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.38	月額 年額	2,470 29,640	
第三段階		・本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.7	月額 年額	4,550 54,600	
第四段階	本人非課税	・本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	月額 年額	5,850 70,200	
第五段階		・本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	月額 年額	6,500 78,000	
第六段階	世帯課税	・前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	月額 年額	7,800 93,600	
第七段階		・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	月額 年額	8,450 101,400	
第八段階		・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	月額 年額	9,750 117,000	
第九段階		本人課税	・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.7	月額 年額	11,050 132,600
第十段階			・前年の合計所得金額が420万円以上620万円未満の方	基準額 × 1.85	月額 年額	12,025 144,300
第十一段階			・前年の合計所得金額が620万円以上820万円未満の方	基準額 × 2.00	月額 年額	13,000 156,000
第十二段階	・前年の合計所得金額が820万円以上の方		基準額 × 2.15	月額 年額	13,975 167,700	

保険料収納状況（令和3年度）

① 所得段階別第1号被保険者数

所得段階	標準割合	年度末現在被保険者数	標準月額保険料
第1段階	十分の五	6,065	
第2段階	十分の七・五	1,777	
第3段階	十分の七・五	1,506	
第4段階	十分の九	3,022	
第5段階	十分の十	2,163	
第6段階	十分の十二	3,883	6,500
第7段階	十分の十三	3,263	
第8段階	十分の十五	1,368	
第9段階以上	十分の十七	1,929	
計		24,976	

② 収納状況

（還付未済額を除いた実質収納額）

徴収区分		収納件数（件）	収納額（円）	収納率（％）
特別徴収	現年度分	117,414	1,466,649,725	100.00
	滞納繰越分			
普通徴収	現年度分	35,287	201,415,412	86.59
	滞納繰越分		9,586,850	13.72
計			1,677,651,987	94.83

③ 所得段階区分別保険料の状況

特別徴収	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	収納構成比（％）
第1段階	99,154,350	99,154,350	100.00	6.76
第2段階	46,795,290	46,795,290	100.00	3.19
第3段階	73,528,720	73,528,720	100.00	5.01
第4段階	166,128,771	166,128,771	100.00	11.33
第5段階	157,267,040	157,267,040	100.00	10.72
第6段階	296,677,510	296,677,510	100.00	20.23
第7段階	275,229,354	275,229,354	100.00	18.77
第8段階	127,673,180	127,673,180	100.00	8.71
第9段階	60,868,700	60,868,700	100.00	4.15
第10段階	61,372,605	61,372,605	100.00	4.18
第11段階	30,833,840	30,833,840	100.00	2.10
第12段階	71,120,365	71,120,365	100.00	4.85
計	1,466,649,725	1,466,649,725	100.00	100.00

普通徴収	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	収納構成比（％）
第1段階	35,449,451	31,110,371	87.76	15.45
第2段階	3,566,170	3,266,650	91.60	1.62
第3段階	5,454,922	4,680,462	85.80	2.32
第4段階	33,518,341	25,955,591	77.44	12.89
第5段階	6,311,060	4,771,760	75.61	2.37
第6段階	43,468,464	35,235,264	81.06	17.49
第7段階	36,906,589	32,094,839	86.96	15.93
第8段階	20,405,570	18,704,120	91.66	9.29
第9段階	9,587,850	8,785,550	91.63	4.36
第10段階	12,545,220	11,867,410	94.60	5.89
第11段階	6,119,260	6,099,760	99.68	3.03
第12段階	19,287,535	18,843,635	97.70	9.36
計	232,620,432	201,415,412	86.59	100.00
滞納繰越分	69,869,890	9,586,850	13.72	

合計	1,769,140,047	1,677,651,987	94.83	
----	---------------	---------------	-------	--

6. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴い増大する医療費を社会全体で支えるため、現役世代と高齢世代の負担を明確化し公平でわかりやすくするための制度です。制度の運営は、都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村と協力して運営します。

後期高齢者医療広域連合の区域内である市町村に住むすべての75歳以上の人(一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた65歳以上の人)が被保険者となります。

本市における後期高齢者医療被保険者数の推移 各年度3月末現在(単位:人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総人口	113,447	114,059	114,830	115,422	115,112
被保険者	9,520	9,874	10,063	9,957	10,081
総人口に占める割合	8.39%	8.66%	8.76%	8.63%	8.76%

(1) 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の被保険者となる方全員が、一人ひとり保険料を納めます。75歳(一定の障がいがある方は65歳)になると、これまで保険料を負担していなかった被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険)の被扶養者だった方も、保険料を納める必要があります。保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、後期高齢者医療広域連合ごとに決められています。

$$\begin{aligned}
 \text{一人当たりの保険料} &= \text{均等割額} + \text{所得割額} \\
 (\text{賦課限度額:66万円})\times & 48,440円 \quad \text{基礎控除(43万円)後の} \\
 & \quad \quad \quad \text{総所得金額等} \times 8.88\%
 \end{aligned}$$

※ 保険料賦課限度額

平成 26～29 年度	平成 30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度
57 万円	62 万円	64 万円	66 万円

● 保険料の納め方

保険料は、原則として年金（年額 18 万円以上の方）から天引き（特別徴収）される仕組みとなります。申請により、口座振替への変更も可能です。年金から天引きができない方については、納付書または口座振替で納めていただきます（普通徴収）。

● 保険料を滞納すると

保険料を滞納した場合は、納付相談等により、有効期限の短い被保険者（短期被保険者証）が発行されることがあります。

特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、滞納処分されることがあります。

● 保険料の減免制度

沖縄県では、下記のような条件に該当する方は、一定の基準を満たせば、保険料の減免の適用を受けられる場合があります。

- ・ 震災、火災、風水害等の災害により住宅等の財産に損害を受けた場合・干ばつ等の災害により農作物等の不作に見舞われた場合・失業、事業の休廃止等により収入が著しく減少した場合など。

(2) 給付事業について

● 療養給付費（診療費〈入院・入院外・歯科〉、調剤及び食事等に係る分）

これまで、後期高齢者医療被保険者の医療機関窓口における自己負担割合は、所得に応じて1割または3割でしたが、令和4年10月から窓口負担割合の見直しにより、2割負担が導入され、1割、2割、3割となりました。残りは後期高齢者医療(保険)が負担します。

また、1ヶ月の医療費(入院費を含む)の自己負担限度額が、所得割合に応じた限度額を超えた場合、超えた部分について高額療養費として後期高齢者医療(保険)が負担します。

● 療養費

次のようなときは、いったん全額自己負担になりますが、申請して認められれば後期高齢者医療(保険)から、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

- ・事故や急病でやむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき
- ・海外渡航中に急病で診療を受けたとき(治療を目的として海外へ渡航された場合は対象外)。
- ・医師が治療上必要と認め輸血した生血代を負担したとき
- ・コルセットなどの補装具代がかかったとき
- ・骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- ・はり、きゅう、マッサージなどを受けたとき(医師の同意書または診断書が必要)

● 移送費

医師の指示があり、緊急にやむを得ず行った重病人の移送で費用がかかったときは、沖縄県後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

● 訪問看護ステーションなどを利用したとき

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、被保険者証を提示することで、医療機関で受診した場合と同様の取り扱いとなります。

● 葬祭費の支給

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った方が申請すると、葬祭費が2万円支給されます。

● 第三者求償について

交通事故、施設での事故等で、第三者の行為によって病気やケガをした場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療

制度が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

(3) 長寿健康診査について

後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として年1回、無料で健康診査を実施します。

本市における長寿健診受診者数の推移

各年度3月末現在(単位:人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	8,769	9,083	9,402	9,279	9,173
受診者数	2,467	2,628	2,707	2,707	2,390
受診率	28.1%	28.9%	28.8%	29.2%	26.1%

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より

(4) 医療費について

本市における医療費の推移

各年度3月末現在(単位:円)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療費 総額	9,500,536,935	10,224,120,001	10,413,930,446	10,340,072,728	10,454,539,464
一人当 たりの 医療費	1,013,499	1,059,385	1,047,005	1,030,514	1,049,863

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より

7. 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成18年4月から実施してきました旧介護予防事業については、平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)へ移行しています。介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援1・2認定者及び基本チェックリストによる該当者(事業対象者)を対象に介護予防ケアマネジメント等を実施し、必要な介護予防・生活支援サービスを提供しています。また、65歳以上の一般高齢者を対象とした介護予防に関する普及啓発等を実施しています。

①介護予防・生活支援サービス実績

これまで介護予防給付として提供してきた介護予防訪問(通所)介護に相当するサービスをはじめ、多様な生活支援のニーズに対して、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス(サービスC:運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善)、掃除・洗濯等の生活援助に特化したサービス等(サービスA)を実施しています。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基本チェックリスト実施数	1,300 人	875 人	933 人
介護予防訪問介護相当サービス(延人数)	1,190 人	1,120 人	1,066 人
訪問型サービスC(延人数)	78 人	29 人	56 人
訪問型サービスA(延人数)	174 人	84 人	59 人
介護予防通所介護相当サービス(延人数)	4,387 人	3,746 人	3,462 人
通所型サービスC(延人数)	845 人	279 人	586 人
通所型サービスA(延人数)	719 人	—	—

②一般介護予防事業における介護予防普及啓発実績

介護予防活動の普及啓発を目的に、筋力トレーニング教室、体操教室、栄養教室などの介護予防教室をはじめ、介護予防月間での介護予防に関する講演会等を実施しています。

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
講演会等	開催回数	60 回	49 回	24 回
	参加者延人数	1,043 人	476 人	264 人
イベント等	開催回数	9 回	18 回	30 回
	参加者延人数	339 人	249 人	310 人
介護予防教室等	開催回数	1,618 回	4,031 回	5,454 回
	参加者延人数	12,757 人	10,669 人	9,657 人

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において実施する役割を担っています。

地域包括支援センターでは、①第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)②総合相談支援業務(地域の高齢者の実態把握や、地域におけるネットワーク構築、地域における適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援)③権利擁護業務(日常生活自立支援事業や成年後見制度などのサービスや機関につなぐ、高齢者虐待の防止、早期発見など高齢者の権利擁護のための必要な援助)④包括的・継続的ケアマネジメント業務(支援困難事例等への指導・助言、地域のネットワークづくり等、介護支援専門員に対する支援等)等を実施しています。また市町村の指定を受けて、指定介護予防支援事業者として要支援者を対象とする予防給付のマネジメント(介護予防支援)も行っています。

浦添市内では5カ所の地域包括支援センターがあり、担当日常生活圏域(中学校区)毎に活動しております。

相談件数等(延件数)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談内容の概要(延件数)		8,096	6,758	7,136
内 訳 (重複有)	1. 介護保険、医療・保健・福祉サービスに関すること	11,340	11,534	9,201
	2. 権利擁護(成年後見制度等)に関すること	285	379	766
	1) 再掲: 高齢者虐待に関すること	66	67	212
	3. その他	2,629	2,146	2,409

浦添市地域包括支援センター 一覧

(令和4年4月1日現在)

名称	担当圏域	電話番号	住所
地域包括支援センターていだ	神森中学校区	098-870-0150	内間 4-23-21 かりまた内科医院2階
地域包括支援センターさっとな	浦添中学校区	098-877-3103	経塚 1-17-1 経塚ゆいまーるセンター2階
地域包括支援センターみなとん	港川中学校区	098-876-3710	伊祖 4-16-1 アルカディアビル1階
地域包括支援センターライフサポート	仲西中学校区	098-875-2560	宮城 3-13-12
地域包括支援センターゆいまある	浦西中学校区	098-917-5320	西原 2-3-7 1階